

令和7年度 宜野湾市 介護保険サービス事業者等集団指導

要支援・要介護1の者に対する 福祉用具貸与の取り扱いについて

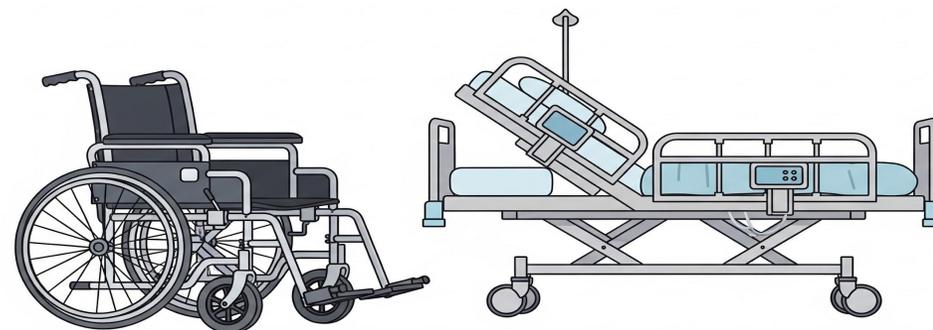
目的: 軽度者に対する福祉用具貸与の原則給付対象外となる種目と、例外的に貸与が可能となる判断基準、および理由書の提出手続きを周知徹底する。

原則として貸与できない福祉用具

対象：要支援 1・2、要介護 1

以下の種目は、その状態像から使用が想定されにくいとされ、**原則として貸与できません。**

- ・車いす、車いす付属品
- ・特殊寝台、特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具部分を除く)
- ・自動排泄処理装置



❗自動排泄処理装置の注意点

「尿のみを自動的に吸引するものを除く」自動排泄処理装置は、**要介護3までの利用者も原則として貸与できません。**

例外的な貸与の条件(判断ルート)

以下のいずれかに該当する場合は、例外的に貸与が可能です。



1. 基本調査結果による判断

直近の基本調査の結果により、国の定める「別表」に該当する場合。

手続き簡略



2. 市町村確認による判断

医師の医学的所見及びケアマネジメントを通じた判断により、特に必要であると市が確認し判断した場合。

※ 事前に理由書の提出が必要

例外判断(1)基本調査結果による判断

☑基本ルール

要介護認定における直近の基本調査の結果により、別表(告示)に該当する場合は給付が可能です。

🏠ケアマネジメント必須項目

以下の項目は基本調査結果項目がないため、適切なケアマネジメントを通じた判断が必要です。

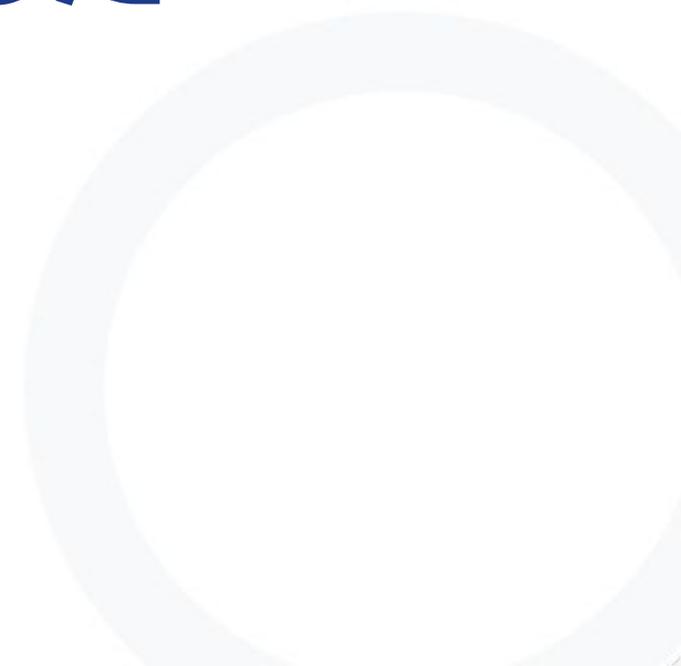
・車いす:

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

・移動用リフト:

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

ご清聴ありがとうございました



例外判断(2) 医学的所見に基づく判断の要件

以下の①および②の両方に該当することを市が確認した場合、貸与が可能です。

① 医師の医学的所見

以下の(I)~(III)のいずれかに該当すると判断されていること。

(I) 疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に必要。

(II) 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれる。

(III) 疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から必要。

② 適切なケアマネジメント

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されていること。

【留意点:所見の具体性】

医師の所見は、単なる同意ではなく、上記の (I)~(III)に該当する具体的な情報(疾病と状態像の因果関係が明確な情報)を記載してもらう必要があります。

具体的な医学的所見の記載例と注意点

①具体的な記載例(適切)

(I) 変動しやすい場合

パーキンソン病の ON/OFF 現象で起居動作が困難になる。

(II) 急速に悪化する場合

がん末期の状態悪化で、短期間で起き上がりが困難になることが見込まれる。

(III) 重篤化の危険性

末期がんの骨転移や骨粗鬆症で、無理な起居動作により骨折リスクが高い。

②判断が困難な例(不適切)

「起き上がりが困難なので特殊寝台が必要」

「転倒防止のため特殊寝台が必要」

理由: 疾患と心身の状況の因果関係が不明確であるため。

事業者への依頼事項

主治医には、「困難な原因(疾患)」や「無理を続けることで悪化する症状」など、判断の根拠となる情報を記載してもらおうよう依頼してください。

種目別の判断基準詳細(基本調査結果)

種目	厚生労働大臣が定める者	該当する基本調査の結果
車いす及び付属品	(1)日常的に歩行が困難 (2)移動支援が特に必要	(1)1-7 歩行「3.できない」 (2)ケアマネジメント判断
特殊寝台及び付属品	(1)日常的に起き上がりが困難 (2)日常的に寝返りが困難	(1)1-4 起き上がり「3.できない」 (2)1-3 寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具 体位変換器	日常的に寝返りが困難	1-3 寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器 ①,②いずれにも該当すること	①意思伝達等に支障 ②移動全介助でない	①3-1「1.意思を他者に伝達できる」以外 or 3-2～3-7のいずれか「2.できない」 or 3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 ほか ②2-2 移動「4.全介助」以外
移動用リフト	(1)日常的に立ち上がりが困難 (2)移乗に介助を要する (3)段差解消が必要	(1)1-8 立ち上がり「3.できない」 (2)2-1 移乗「3.一部介助/4全介助」 (3) ケアマネジメント判断
自動排泄処理装置 ①,②いずれにも該当すること	①排便において全介助を要する ②移乗において全介助を要する	①2-6 排便「4.全介助」 ②2-1 移乗「4.全介助」

理由書の提出と給付費に関する留意点

1

貸与開始前

原則提出時期

新規・更新・区分変更中(見込み)も含む。

!

遅延・緊急時

やむを得ない場合は事前に認定給付係へ相談が必要。

2

介護度確定後

見込み違いで例外該当となった場合、審査会から14日以内に提出。

¥

給付費返還

事前提出なし、プロセス不備の場合は返還対象の可能性あり。

令和8年度から取扱いの一部が変わります

1. 提出様式の変更

- ◆ 理由書を廃止し、新たに『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する申請書』の提出が必要になります。

2. 居宅サービス計画書等への検討内容の記載

- ◆ サービス担当者会議で検討した利用者の心身や生活の状況、本人や家族の意向、担当者の意見、代替手段の検討状況、導入する福祉用具と機能などの内容を居宅サービス計画書やサービス担当者会議の要点等に具体的に記載してください。